

第5節 養護教育

第1項 教育機会

1. 現状と課題

(1) 養護教育対象人口

養護教育を行う機関は、盲学校、聾学校、養護学校の諸学校と小・中学校に設けられている特殊学級である。これらの機関は、心身に障害をもつ児童生徒に対し、それにふさわしい教育の機会を保障するためのものであるが、以下において、その就学状況をみる。

各機関別の就学者数は、昭和51年度において、盲、聾及び養護学校が1,038人、小学校特殊学級が3,870人、中学校特殊学級が2,100人となっている。

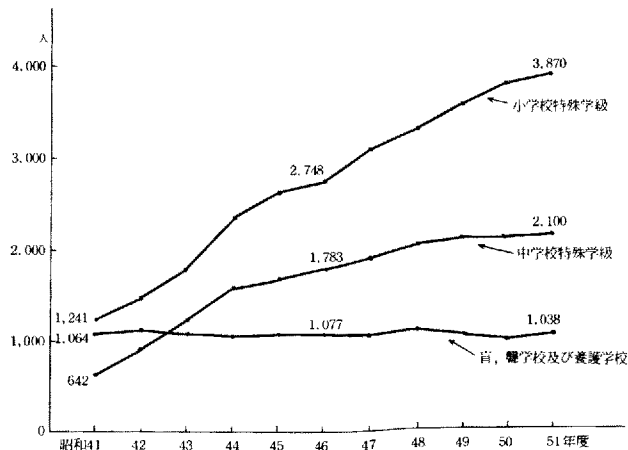
この就学者数の推移を昭和41年度から昭和51年度までにおいてみると、盲、聾及び養護学校の就学者数は昭和41年度以降ほぼ一定推移を示し、中学校特殊学級の就学者数は、昭和49年度以降その伸びが鈍化してきているが、小学校特殊学級の就学者数は伸びの状況にある(図2-5-1)。

不就学学齢児童生徒の状況を昭和41年度から昭和51年度までのその推移からみると、小学校教育就学免除者数、中学校教育就学免除者数及び中学校教育就学猶予者数は、緩慢な減少傾向を示し、昭和51年度において、それぞれ61人、33人、48人となっている。

一方、小学校教育就学猶予者数は、著しい減少状況を示し、昭和51年度に122人となっている(図2-5-2)。

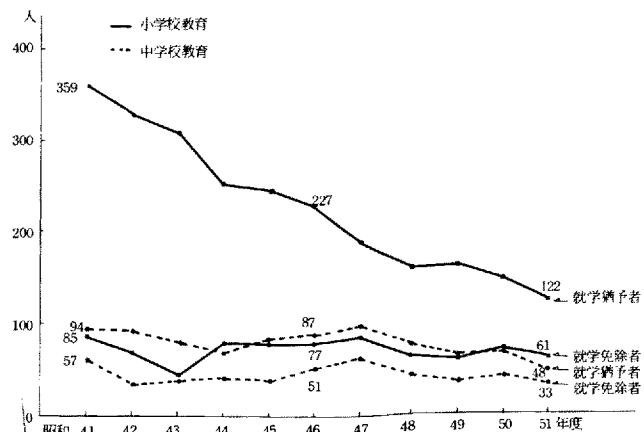
従って、今後は、養護教育の機会を拡充するとともに、心身に障害をもつ児童生徒の不就学の解消に努め

図2-5-1 養護教育機関別就学者数の推移



注：1. 「学校統計要覧」(昭41～昭51)による。
2. 特殊学級就学者には国立も含む。

図2-5-2 不就学学齢児童生徒数の推移



注：「学校統計要覧」(昭41～昭51)による。